

環境マネジメントシステム審査員の登録手順

1. 適用範囲

- 1.1 この文書は、環境マネジメントシステム審査員（以下、「環境審査員」という）として「環境マネジメントシステム審査員の資格基準」（以下、「環境審査員の資格基準」という）に照らして評価し登録するための手順について規定する。
- 1.2 この文書は、一般社団法人産業環境管理協会 環境マネジメントシステム審査員評価登録センター（以下、「CEAR」という）が、環境審査員の資格を評価し登録するために使用する手順である。

2. 引用文書

- AE1100 「環境マネジメントシステム審査員の資格基準」
- QD190 「異議申立て及び苦情処理規程」
- QD1100 「環境審査員及び研修機関の誓約規程」

3. 環境審査員の登録申請

- 1) 登録申請で使用する言語は、日本語とする。英語で申請を行う場合、日本語翻訳文を付加することとし、日本語翻訳文を正式な文書とする。
- 2) 登録を申請する申請者は別に定める申請料を納入し、納入記録の写しとともに次の申請書類に漏れなく記入し、評価に必要な添付資料を提出すること。申請料は判定結果のいかんにかかわらず返還しない。

3.1 審査員補登録申請者（以下、「申請者」という）の申請内容

1) 申請書

- ①申請資格
- ②氏名
- ③自宅：住所、電話・FAX番号
- ④生年月日
- ⑤最終学歴
- ⑥勤務先：組織名、所在地、電話・FAX番号
- ⑦既登録資格及び番号（ただし、未登録者は不要）
- ⑧通知等送付先
- ⑨申請条件等

2) 誓約書

3) 添付資料

- ①技術的、管理的又は専門的立場での業務経験を7年以上有することを証明する資料
※この業務経験は、判断を下し、問題を解決し、他の管理者又は専門家、同僚、顧客及びその他の利害関係者と意思の疎通を図るといった内容のものであること。
- ②高卒以上で①の業務経験年数の軽減（4年）を申請する場合は、最終学歴の卒業証書又は卒業証明書の写し
- ③環境監査、環境管理の業務経験及びJIS Q 19011 (ISO19011) 附属書A.3項に示す、環境マネジメント分野の知識及び技能に係る業務経験を証明する資料
- ④CEAR承認のフォーマルコースの合格修了証の写し

- 4) 公益財団法人日本適合性認定協会（JAB）又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）に認定されたマネジメントシステム要員認証機関へ登録している品質マネジメントシステム審査員、食品マネジメントシステム審査員、情報セキュリティマネジメントシステム審査員（以下、「各MS審査員」という）の各MS審査員補、各MS審査員、各MS主任審査員からの資格拡大申請者は前1)、2)号に加え次の資料を添付すること。
- ①各MS審査員資格の有効性を証明する登録証カード又は登録証明書の写し
 - ②CEAR承認のフォーマルコース又は各MS審査員から資格拡大のための研修コース合格修了証の写し
 - ③技術的、管理的又は専門的立場での業務経験を7年以上有することを証明する資料
 ※この業務経験は、判断を下し、問題を解決し、他の管理者又は専門家、同僚、顧客及び/又はその他の利害関係者と意思の疎通を図るといった内容のものであること。
 - ④高卒以上で③の業務経験年数の軽減（4年）を申請する場合は、最終学歴の卒業証書又は卒業証明書の写し
 - ⑤JIS Q 19011 (ISO19011) 附属書A.3項に示す、環境マネジメント分野の知識及び技能に係る業務経験を証明する資料

3.2 審査員登録申請者（以下、「申請者」という）の申請内容

1) 申請書

- ①申請資格
- ②氏名
- ③自宅：住所、電話・FAX番号
- ④生年月日
- ⑤最終学歴
- ⑥勤務先：組織名、所在地、電話・FAX番号
- ⑦既登録資格及び番号（ただし、未登録者は不要）
- ⑧通知等送付先
- ⑨申請条件等

2) 誓約書

3) 添付資料

- ①監査経験を証明する資料
- ②異議申立て及び苦情報告書
 ※被監査者及び監査依頼者から異議申立て及び苦情を受けた場合は、その内容を具体的に申告すること。
- ③CEAR登録主任審査員の推薦書

- 4) 審査員に直接申請する者は前1)、2)及び3)号に加え、3.1項3)号の資料を添付すること。

- 5) 各MS審査員、各MS主任審査員から資格拡大を申請する申請者は前1)、2)号のほかに次の資料を添付すること。なお、既に環境審査員補として登録済みの者は、下記の②～⑤の添付は不要。

- ①各MS審査員又は各MS主任審査員資格の有効性を証明する登録証カード又は登録証明書の写し
- ②CEAR承認のフォーマルコース又は各MS審査員から資格拡大のための研修コース合格修了証の写し
- ③技術的、管理的又は専門的立場での業務経験を7年以上有することを証明する資料
 ※この業務経験は、判断を下し、問題を解決し、他の管理者又は専門家、同僚、

顧客及びその他の利害関係者と意思の疎通を図るといった内容のものであること。

- ④高卒以上で③の業務経験年数の軽減（4年）を申請する場合は、最終学歴の卒業証書又は卒業証明書の写し
- ⑤JIS Q 19011(ISO19011) 附属書A.3項に示す、環境マネジメント分野の知識及び技能に係る業務経験を証明する資料
- ⑥資格拡大のため行った監査経験を証明する資料
- ⑦異議申立て及び苦情報告書
※被監査者及び監査依頼者から異議申立て及び苦情を受けた場合は、その内容を具体的に申告すること。
- ⑧CEAR登録主任審査員の推薦書

3.3 主任審査員登録申請者（以下、「申請者」という）の申請内容

1) 申請書

- ①申請資格
- ②氏名
- ③自宅：住所、電話・FAX番号
- ④生年月日
- ⑤最終学歴
- ⑥勤務先：組織名、所在地、電話・FAX番号
- ⑦既登録資格及び番号
- ⑧通知等送付先
- ⑨申請条件等

2) 誓約書

3) 添付資料

- ①監査経験を証明する資料
- ②異議申立て及び苦情報告書
※被監査者及び監査依頼者から異議申立て及び苦情を受けた場合は、その内容を具体的に申告すること。
- ③CEAR登録主任審査員の推薦書
- ④(必要な場合)教育訓練証明書
- ⑤(必要な場合)リフレッシュコース修了証

4) 各MS主任審査員から資格拡大を申請する申請者は前1)～2)号のほかに、次の資料を添付すること。

- ①各MS主任審査員資格の有効性を証明する登録証カード又は登録証明書の写し
- ②資格拡大のため行った監査経験を証明する資料
- ③異議申立て及び苦情報告書
※被監査者及び監査依頼者から異議申立て及び苦情を受けた場合は、その内容を具体的に申告すること。
- ④CEAR登録主任審査員の推薦書
- ⑤(必要な場合)教育訓練証明書
- ⑥(必要な場合)リフレッシュコース修了証

3.4 サーベイランス申請者の申請内容

1) 申請書

- ①登録資格、登録番号
- ②氏名
- ③申請資格
- ④自宅：住所、電話・FAX番号
- ⑤勤務先：組織名、所在地、電話・FAX番号

- ⑥通知等送付先
- ⑦異議申立て及び苦情
 - ※被監査者及び監査依頼者から異議申立て及び苦情を受けた場合は、異議申立て及び苦情報告書を使用し、内容を具体的に申告すること。
- ⑧ 監査実績（審査員補は不要）

2) 専門能力の継続的開発（CPD）実績記録

3.5 再認証申請者の申請内容

1) 申請書

- ①登録資格、登録番号
- ②氏名
- ③申請資格
- ④自宅：住所、電話・FAX番号
- ⑤勤務先：組織名、所在地、電話・FAX番号
- ⑥通知等送付先
- ⑦異議申立て及び苦情
 - ※被監査者及び監査依頼者から異議申立て及び苦情を受けた場合は、異議申立て及び苦情報告書を使用し、内容を具体的に申告すること。
- ⑧監査実績の種類（審査員補は不要）

2) 誓約書

3) 専門能力の継続的開発（CPD）実績記録

4) 添付資料（審査員補は不要）

- ①監査経験を証明する資料
- ②（審査員の場合）CEAR登録主任審査員の推薦書
- ③（主任審査員の場合）マネジメントシステム認証機関、監査依頼者又は被監査者の推薦書
- ④リフレッシュコース修了証

3.6 再登録申請者の申請内容

1) 申請書

- ①氏名
- ②自宅：住所、電話・FAX番号
- ③勤務先：組織名、所在地、電話・FAX番号
- ④通知等送付先
- ⑤失効前登録状況と再登録理由
- ⑥異議申立て及び苦情
 - ※被監査者及び監査依頼者から異議申立て及び苦情を受けた場合は、異議申立て及び苦情報告書を使用し、内容を具体的に申告すること。

2) 誓約書

3) 専門能力の継続的開発（CPD）実績記録

4. 各資格の申請受付

- 1) 未登録者が初回申請で直接審査員へ登録申請することは可能とする。
- 2) 主任審査員へは審査員資格での経験が必要であり、未登録者及び審査員補が直接登録申請することはできない。
- 3) 昇格申請がサーベイランス又は再認証申請締切日から遡ること2か月以内（2月登録

者のみ1.5か月以内)の場合、昇格申請が受理されればサーベイランス又は再認証申請を行わないことも可能とする。ただし、昇格が認められない判定結果が送付された時点速やかにサーベイランス又は再認証の申請手続を行うこととし、サーベイランス又は再認証が認められるまで昇格の追加の手続は受理されない。

- 4)サーベイランス又は再認証申請締切日までに昇格申請をしなかった場合は、サーベイランス又は再認証が認められるまで昇格の手続は受理されない。

5. 資格の評価・判定

CEARは、提出された申請書及び添付資料を確認し、「環境審査員の資格基準」への適合性を評価・判定する。

6. 審査員の身分証・登録証の交付

6.1 審査員補、審査員、主任審査員への登録申請の場合

5項の判定に合格し、登録を申請した審査員補、審査員及び主任審査員に対し、登録申請書及び該当する費用の納入を確認後、CEAR身分証・登録証を交付する。

6.2 サーベイランス申請、再認証申請、再登録申請の場合

5項の判定に合格した後、サーベイランス申請の場合はCEAR身分証を、再認証申請又は再登録申請の場合はCEAR身分証・登録証を交付する。

7. 適用時期

即日適用

以上